

防防運（防）第14号  
保警警第72号  
令和元年6月13日

（改正） 令和2年7月14日 保警警第27号、防防運（防）第301号

対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定

海上保安庁及び防衛省は、対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関し、次のように協定する。

防衛大臣 岩屋 毅  
（公印省略）

海上保安庁長官 岩並 秀一  
（公印省略）

（趣旨）

第1条 この協定は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第3項ただし書の規定により、対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な通報に代わるべき措置を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（通報を行うことが困難な場合）

第3条 法第10条第3項に規定する通報を行うことが困難な場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 自衛隊又は駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が訓練のために小型無人機等の飛行を行う場合（あらかじめ当該飛行を行おうとする日時及び区域を計画した上で当該計画に基づき行われるものを除く。次号において同じ。）

- (2) 自衛隊又は駐留軍の訓練に参加する関係機関等が対象防衛関係施設の管理者の同意を得て小型無人機等の飛行を行う場合
- 2 防衛省防衛政策局長又は防衛省地方協力局長は、対象防衛関係施設のうち、前項各号のいずれかに該当する飛行が行われるものの名称及び所在地を海上保安庁海上保安監に通知するものとする。
- 3 前項の通知内容に変更がある場合は、防衛省防衛政策局長又は防衛省地方協力局長は、その旨を海上保安庁海上保安監に速やかに通知するものとする。

(通報に代わるべき措置)

- 第4条 前条第2項の規定により防衛省防衛政策局長又は防衛省地方協力局長が通知した対象防衛関係施設の管理者（以下単に「管理者」という。）は、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部の長（次項において単に「管区海上保安本部長」という。）から当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において行われている小型無人機等の飛行に関する照会を受けた場合において、当該小型無人機等の飛行が管理者又はその同意を得た者により行われているものであると認めるときは次に掲げる事項を、これに当たらないと認めるときはその旨を、速やかに回答するものとする。
- (1) 管理者又はその同意を得た者が行う当該小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（名称、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）並びに機数
- (2) 当該小型無人機等の飛行に係る当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等内の区域
- (3) その他当該小型無人機等の飛行が管理者又はその同意を得た者によるものであるかを識別するために必要な情報
- 2 管理者及び管区海上保安本部長は、前項に規定する照会及び回答を円滑に実施するため、あらかじめ連絡手段その他必要な事項を別に定めるものとする。

(見直し)

- 第5条 この協定に定める事項については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この協定は、令和元年6月13日から実施する。

附 則〔令和2年7月14日 保警警第27号、防防運（防）第301号〕

この協定は、令和2年7月14日から実施する。